

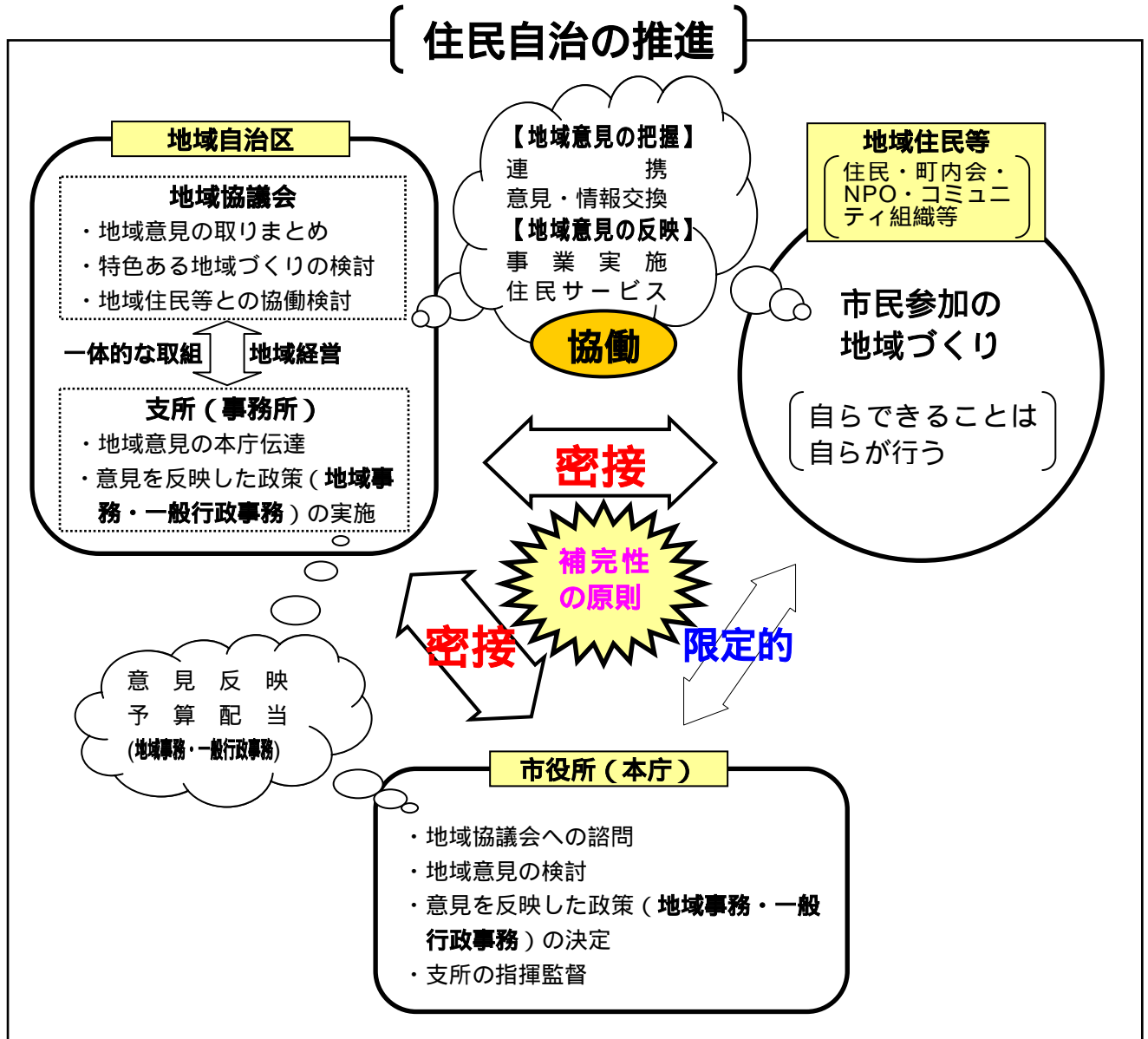
地域協議会資料

1 . 地域自治区の理念及び自治区のイメージ	P	1
2 . 住民自治における補完性の原則	P	2
3 . 地域自治区の概要	P	3
4 . 地域づくり・地域経営の流れ	P	4
5 . 厚田・浜益地域における地域自治区の概要	P	5
6 . 石狩市浜益地域づくり基金条例	P	9

地域自治区の理念

住民自治を推進し、市民に身近な地域自治を実現するため、地域自治区を設置し、補完性の原則に基づく市民の意思を反映した地域経営や特色のある地域事務を実施する。

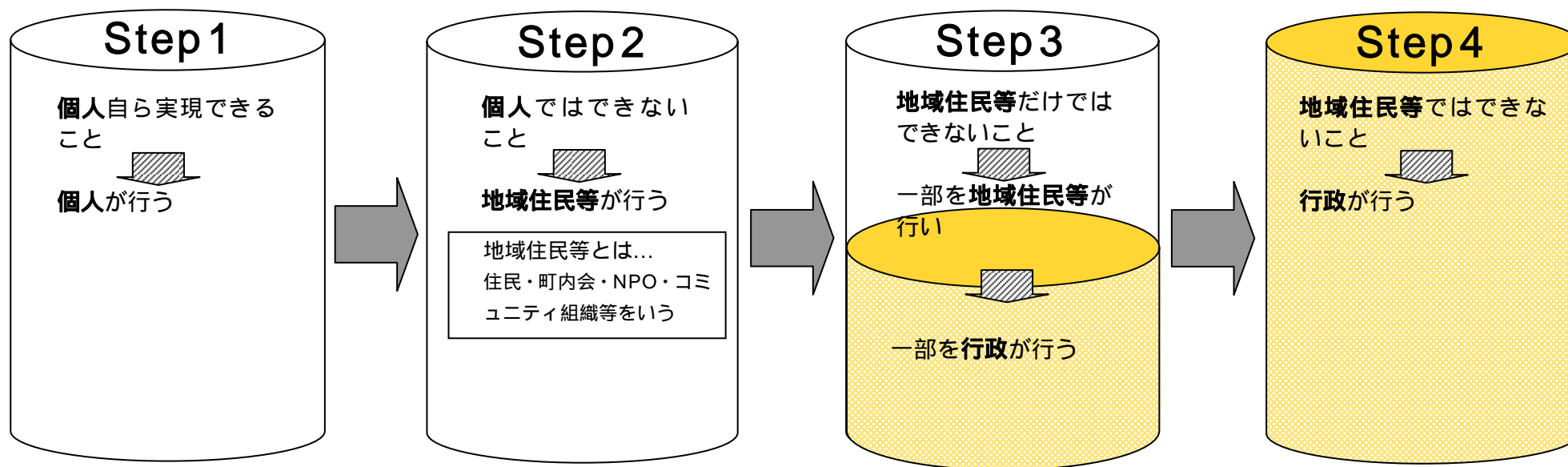
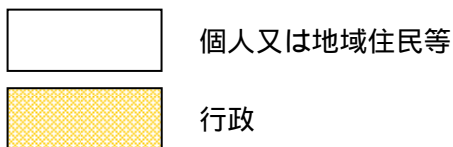
合併に伴う地域自治区(厚田・浜益)のイメージ



- 住民自治** ~ 地方公共団体の事務(行政)を住民の意志に基づき行うこと。
- 補完性の原則** ~ 個人が自ら実現できることは個人が行い、個人ではできないことを地域住民等(住民、町内会、NPO、コミュニティ組織など)といった小さな単位が行う。さらに小さな単位で不可能なことを市町村、都道府県、国といった大きな単位が順に行政として補完していくこと。
- 地域事務** ~ 地域特性の強い事務及び地域協議会が企画・立案し補完性の原則に基づき支所が実施することとなった事務
- 一般行政事務** ~ 地域住民との密接な対応が求められる行政サービスなどの事務

住民自治における補完性の原則

住民自治 ~ 地方公共団体の事務（行政）を住民の意志に基づき行うこと。
補完性の原則 ~ 個人が自ら実現できることは個人が行い、個人ではできないことを地域住民等（住民、町内会、NPO、コミュニティ組織など）といった小さな単位が行う。さらに小さな単位で不可能なことを市町村、都道府県、国といった大きな単位が順に行政として補完していくこと。



地 域 自 治 区 の 概 要

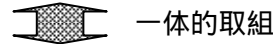
地域自治区の設置 根拠～地方自治法第202条の4、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5
区域～合併前の厚田村の区域、合併前の浜益村の区域

- 【地域自治区の設置期間】 合併の日から10年間
- 【区長の設置期間】 合併の日から4年間（支所長に代えて設置）

地域協議会（厚田区地域協議会・浜益区地域協議会）

- 【選任】 区域内に住所を有する者のうちから、市長が選任
- 【定数】 15名以内
- 【構成】 公共的団体が推薦する者 識見を有する者 **公募に応じた者**
- 【任期】 2年（再任可）
- 【報酬】 会長：年額18,000円 委員：年額16,200円（交通費別途）
- 【役割】 地域意見の取りまとめ 地域住民との協働推進
自己決定・自己責任による地域経営と特色のある地域づくりの実現
- 【審議事項】 支所が所掌する事務に関する事項の審議
本庁が処理する地域自治区の事務に関する事項の審議
地域住民等との連携強化（協働）に関する事項の審議
- 【意見聴取事項】 新市建設計画に関する事項への意見
過疎地域自立促進市町村計画に関する事項への意見
地域振興のための基金の活用に関する事項への意見

【意見聴取事項】
諮問に関わらず意見提出可



事 務 所（厚田支所・浜益支所）

- 【役割】 地域意見を反映した効果的な行政の実施
地域意見の本庁伝達
地域住民との協働推進
- 【職員】 17～18年度は事務量検証のため暫定配置
19年度から検証結果に基づいた配置

市
長
等

諮 問

意 見

予算要望

予算配当

指揮監督

地域住民等

意 見
アイディア

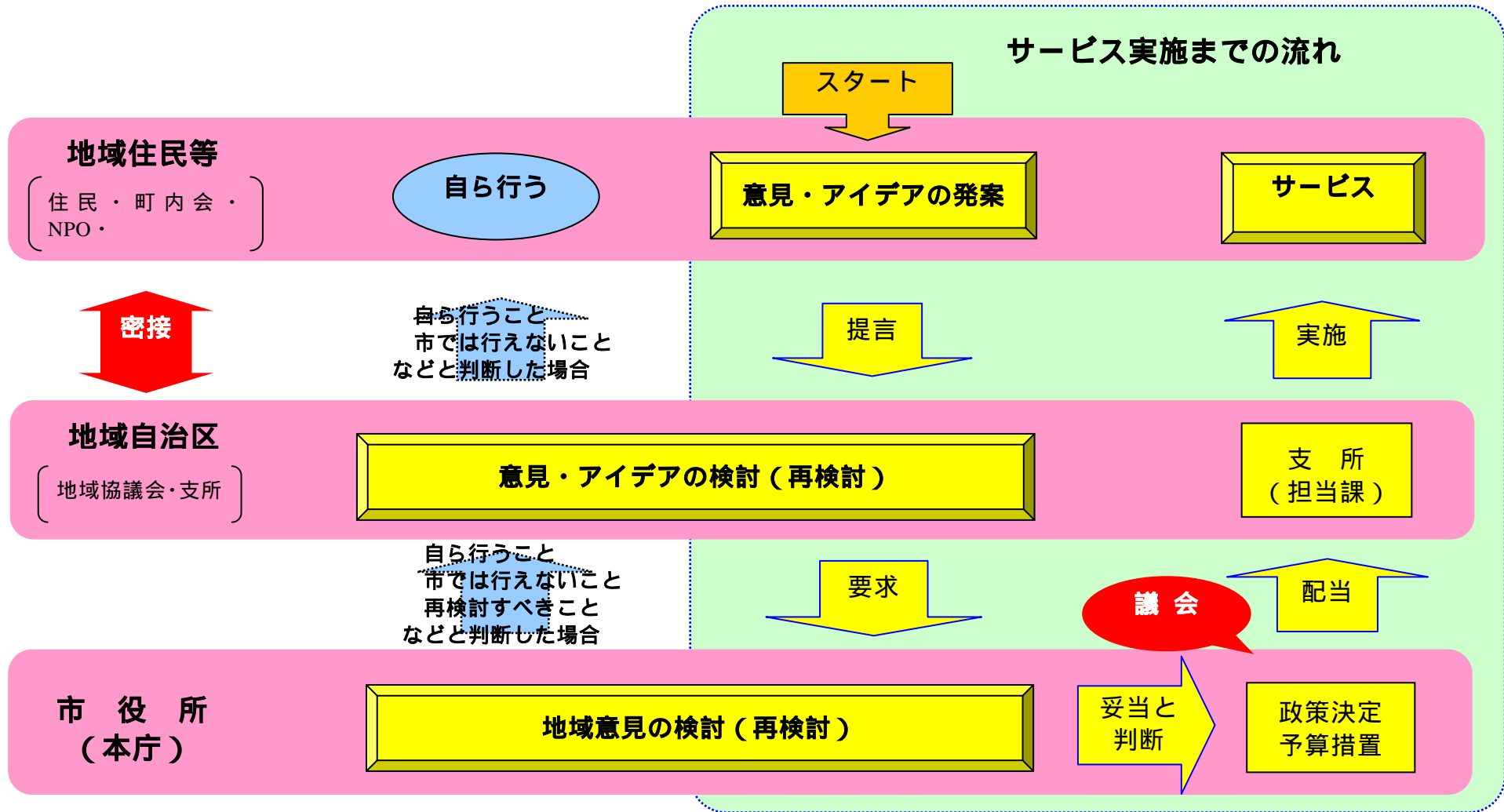
協働

サービス

住民・町内会・NPO・
コミュニティ組織等

地域づくり・地域経営の流れ

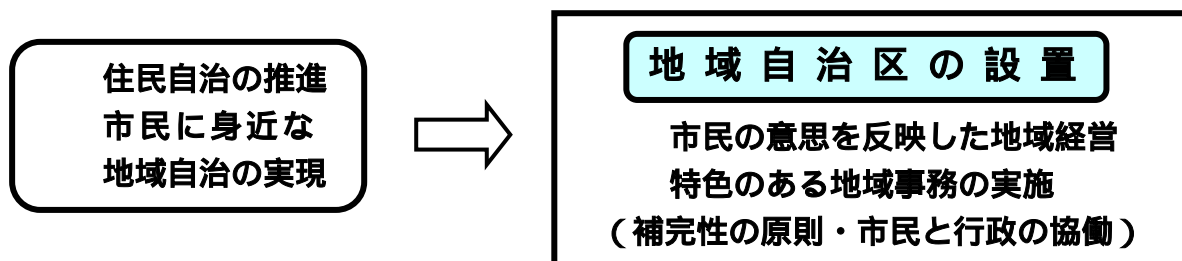
サービス実施までの流れ



厚田・浜益地域における地域自治区の概要

1 地域自治区の理念

住民自治を推進し、市民に身近な地域自治を実現するため、地域自治区を設置し、補完性の原則に基づく市民の意思を反映した地域経営や特色のある地域事務を実施する。



2 地域自治区の設置

(1) 名称及び設置区域

厚田区 ~ 合併前の厚田村の区域
浜益区 ~ 合併前の浜益村の区域

(2) 設置期間

合併の日から10年間

3 地域協議会

(1) 地域協議会 ~ 地域自治区に設置

厚田区 ~ 厚田区地域協議会
浜益区 ~ 浜益区地域協議会

(2) 地域協議会委員

ア 選任

(ア) 市長は、区域内に住所を有する者のうちから、地域住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮し、委員を選任

(イ) 市長は、選考に当たり委員の男女比に配慮

イ 定数 ~ 15人

ウ 構成

(ア) 公共的団体が推薦する者 ~ 自治会、産業関係団体、福祉関係団体、教育関係団体、高齢者・女性・青年団体及び市長が適当と認めた団体などから10人

(イ) 識見を有する者 ~ 2人

(ウ) 公募に応じた者 ~ 3人

エ 任期及び再任

- (ア) 任期は2年、ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間
- (イ) 委員の再任は可

オ 報酬

年 額 ~ 会長2万円、委員1万8千円（一年に満たない期間は月割）

(3) 会長及び副会長

ア 会長及び副会長 ~ 委員の互選により各1名、任期は委員と同

イ 解任 ~ 「心身の故障」、「職務上の義務違反」の場合に出席委員の過半数の議決

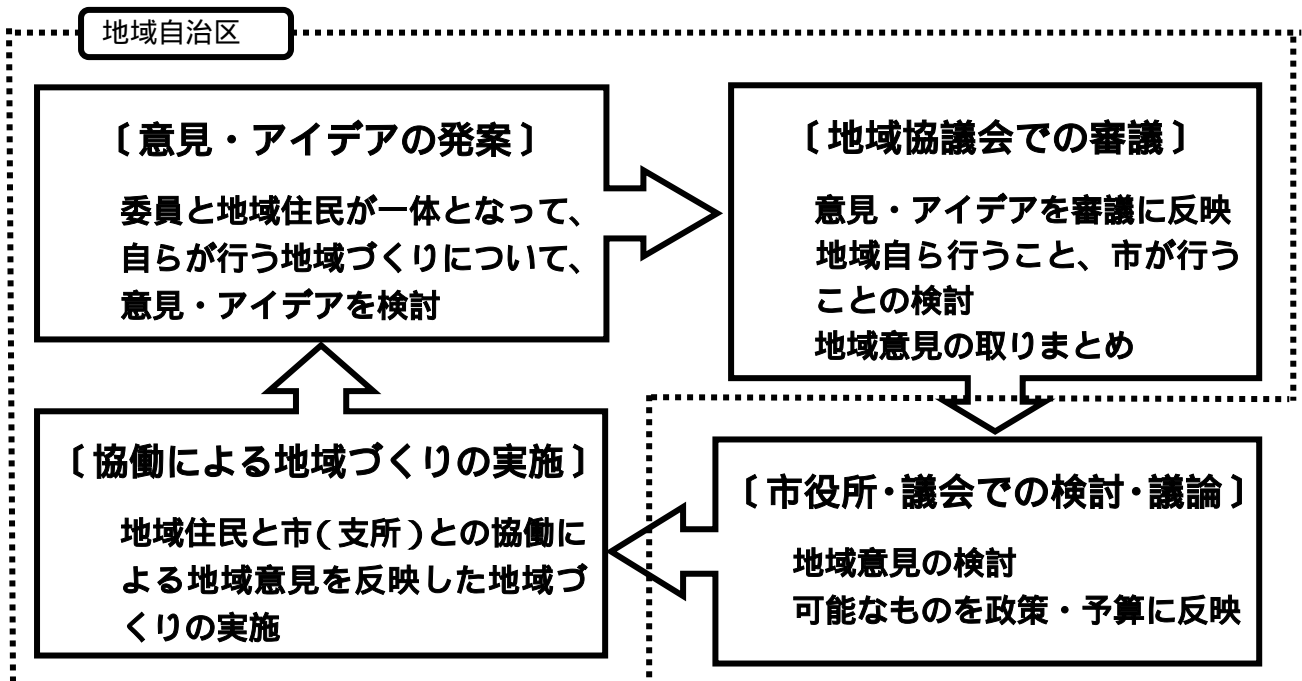
ウ 会長の職務 ~ 地域協議会を代表し、事務を掌理

エ 副会長の職務 ~ 会長に事故又は会長が欠けたときに職務を代理

(4) 地域協議会の役割

ア 役割

- (ア) 審議事項等について、地域住民等の意見を反映した補完性の原則に基づく地域意見の取りまとめ
- (イ) 支所と一体となり、地域住民との協働を推進
- (ウ) 自己決定・自己責任による地域経営や特色のある地域づくりの実現



(注) 地域協議会は、地域自治区の議会ではなく、地域づくりのための審議会的な組織

イ 審議事項等

(ア) 審議事項

次の事項のうち、「市長等から諮問されたもの」又は「地域協議会が必要と認めるもの」についての地域意見取りまとめ

- a 支所が所掌する事務に関する事項
- b 本庁が処理する地域自治区の事務に関する事項
- c 地域住民等との連携強化（協働）に関する事項

(イ) 意見聴取事項

次の事項のうち、市長が「地域自治区に関わるものの決定、又は変更」をしようとする場合の地域意見取りまとめ

- a 新市建設計画に関する事項
- b 過疎地域自立促進市町村計画に関する事項
- c 地域振興のための基金の活用に関する事項

(5) 地域協議会の意見の反映

市長等は、(4)イの審議事項等に対する地域協議会の意見を勧告し、必要に応じ適切な措置を講じなければならない

(6) 地域協議会の会議

- ア 会議は会長が召集し、議長となる
- イ 委員の過半数が欠席の場合は、開会できない
- ウ 会長は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる
- エ 議事は、会長（議長）を除く出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は会長（議長）が決定
- オ 会議は原則公開、ただし、会長が必要と認める場合は、地域協議会に諮り非公開
- カ 会長（議長）は、進行に支障がある場合は傍聴人を制限

(7) 地域協議会の庶務

地域協議会の庶務は、支所（地域振興課）が処理

4 地域自治区の事務所（支所）

(1) 事務所の位置、名称及び所管区域

名 称	位 置	所 管 区 域
石狩市厚田支所	合併前の厚田村役場	厚田区の区域
石狩市浜益支所	合併前の浜益村役場	浜益区の区域

(2) 支所の役割

- ア 地域住民の意思を反映した効果的な行政を実施
- イ 地域住民の意見を本庁に伝達
- ウ 地域協議会と一体となり、地域住民との協働を推進

- (3) 支所の組織及び事務分掌
合併に伴うお知らせ参照

- (4) 支所への職員配置
 - ア 平成 1 7 年度及び 1 8 年度は、事務量検証のための暫定配置
 - イ 平成 1 9 年度からは、検証をもとに配置

- (5) 区長の設置等
 - ア 合併後 4 年間、支所長に代えて区長を置く
 - イ 区長 ~ 市長が選任
 - ウ 区長の任期 ~ 2 年、再任可
 - エ 区長の身分 ~ 常勤の特別職（地方公務員法第 3 条に該当）
 - オ 区長の職務代理人 ~ 区長があらかじめ指定

- (6) 区長（支所長）の役割
合併後の市の円滑な運営と均衡ある発展のため、次のことを行う
 - ア 地域協議会と支所の一体的な取り組みを図り、地域住民の意思を反映した地域経営と特色ある地域事務の実施
 - イ 市長等及び地域自治区内の公共的団体等との緊密な連携による、地域自治区における円滑な行政運営
 - ウ 地域自治区及び支所内の諸状況を把握し、適確に担当事務を処理

石狩市浜益地域づくり基金条例

(設置)

第1条 石狩市、厚田村及び浜益村の合併に伴い、合併前の浜益村の区域における市民の意思を反映した特色のある地域づくりを図る事業（第6条において「地域づくり事業」という。）の財源に充てるため、石狩市浜益地域づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 前項に規定するもののほか、基金は、金融機関に保険事故（預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第49条第2項に規定する保険事故をいう。第7条第1項において同じ。）が発生した場合において、同項に定めるところにより、本市の債務の償還に充てることができる。

(積立て)

第2条 前条の設置の目的を達成するため、平成17年度に基金として1億円を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、石狩市一般会計歳入歳出予算（次条において「一般会計歳入歳出予算」という。）に計上して、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又は基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときに限り、地域づくり事業に係る財源に充てるため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(基金に属する現金の保全)

第 7 条 市長は、第 3 条第 1 項の規定により基金に属する現金を預金として保管している場合において、当該預金を受け入れている金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と当該金融機関に対する本市の債務との相殺をすることができる。

2 前項の規定により相殺をした場合には、予算の定めるところにより、相殺した金額の現金を基金に積み立てなければならない。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。